給食費や保育料を支援します!

共通要件

- ●申請者と対象の子の住所が市内にある
- ●申請者と世帯員が医療保険に加入している
- ●市税などの滞納がない

※滞納がある場合は担当課へ相談してください。
※婚姻している子は養育している子の人数に含めません。

学校給食費助成

学校施設管理課　☎0276-20-7086

第2子＝全額予定
第3子以降＝全額

要件　平成13年4月2日以降に生まれた子を2人以上養育
受付期間　2月1日㈪～3月12日㈮(土・日曜日、祝日を除く)
※転入などの場合は期間外も受け付けます。
申し込み　学校(新1年生含む)で配布の申請書(市HPにも掲載)に記入し同封の返信用封筒で、学校施設管理課(尾島庁舎内)へ
※私立・市外の学校に通学している保護者へは郵送します。
※申請は毎年必要です。

幼稚園などの給食費助成

市立幼稚園＝児童施設課　☎0276-47-1924
私立幼稚園・認定こども園・認可保育所＝こども課　☎0276-47-1942

第2子＝全額予定
第3子以降＝全額

要件(両方に該当すること)
- ●平成13年(市外の園は12年)4月2日以降に生まれた子を2人以上養育
- ●4月から市立・私立幼稚園、認定こども園、認可保育所に通園(2号認定の場合は年少以上)

申し込み　各園で配布の申請書に記入し、園に提出
市外の園に通園していた子
令和2年度給食費の還付申請書を送付しました。4月以降分は来年同時期に送付します

4月以降の保育料免除

第3子以降＝全額

既に支援を受けている人は郵送された申請書に従い、手続きしてください。
年少以上の子は幼児教育・保育の無償化制度により、申請不要です。

支援内容	対象	申請方法
認可保育所・市内私立幼稚園・認定こども園保育料免除	令和3年4月以降に在園中または入園予定の第3子以降	こども課へ申請
小規模保育施設保育料免除		こども課へ申請 ※申請書類は同課にあります。
準認可保育施設助成	令和2年10月以降から在園中の第3子以降	通園する施設を通じて配布される、申請書の通知に従い手続き

※給食費助成については各助成の欄をご覧ください。

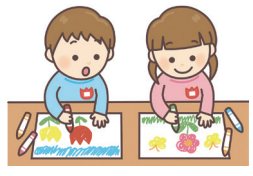

受付期間　1月18日㈪～2月18日㈭(土・日曜日、祝日を除く)
持ち物　申請者の保険証の写し、印鑑、支給認定証
※第３子以降の出産祝金の申請は随時受け付けています。詳しくは市HPをご覧ください。

児童発達支援施設の給食費・弁当代助成

障がい福祉課　☎0276-47-1929

第2子＝月額上限2000円(令和4年申請分以降全額予定)
第3子以降＝月額上限4000円(令和4年申請分以降全額予定)

令和2年4月1日～3年3月31日に支払った費用が対象です。
要件　平成12年4月2日以降に生まれた子を2人以上養育
申し込み　受給者証(黄色)を持つ保護者に申請書を3月以降に郵送するので、必要書類を添えて直接または郵送で、障がい福祉課(市役所1階)へ

チラシ折り込みで広報おおたを配布
広報おおたの発行日以降の金曜日にお届けします。　※タウンぐんまに折り込みますので、広報のみの配布はできません。
申し込み・中止は群馬連合新聞折込㈱へ連絡ください。　☎027-253-7676(午前9時～午後5時　土・日曜日、祝日を除く)